

平成 21 年 2 月

愛読者各位

株式会社日本法令 出版部

社労士 V 21 年受験

佐藤としみの条文順過去問題集②【労災・雇用・徴収編】

(21 年版 2 刷用)

頁	該当箇所	修正前	修正後	備考
253	解答 4	○ (法 2 条 3 項、則 3 条 2 項) 通貨以外のもので支払われる賃金の範囲は、食事、被服及び住居の利益のほか、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所の定めるところによる (則 3 条 1 項)。	× (法 2 条 3 項) 労働保険料の算定の基礎となる賃金のうち、通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、「厚生労働大臣」が定める。	